



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 通貨交換問題（要請・決議）（星立法院議長他の陳情 外務省外交史料館レファレンス番号：H221540）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(3)No.2 公開日：平成22年12月22日 外務省外交史料館管理番号：A'.3.0.0.7-1(140) CD・DVD番号：H22-010
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43687
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

星之法院議長陳情

他

大臣秘書官

アメリカ局長

参事官

条約課長 安全保障課長 北米第一課長

琉球 星立法院議長他の陳情

46.10.8
北米第一課

8日琉球政府東京事務所池原総務課長別。
琉球立法院 議長他 7 議員は 10月10日(日)

夕刻上京。(15日帰沖) し、関係大臣参両議長。
在京米大使等に於し、(1) 沖縄の通貨切換之 (2)

沖縄県民の請求 又上の二の法的措置 (3) 電話
架設料の特別措置等に対する陳情を行なう

と。3. 11日(月)から14日(木)までの向米務大臣
に御引見賜りたく、アポイントメント取付けた。

ま当課のあつ旋依頼越した。なお一行の氏名
次のとおり。

✓ 星 克 (議長用名) 長嶺敏夫 (自) 大津国造 (自)
大城真帆 (自) 金城英浩 (自) 知花英夫 (社大)

岸本利実 (社) 仲松庸全 (民)

④ 十月十二日(土)午後三時十五分より十五分
琉球政府東京事務所池原総務課長に連絡す(1/1)

し
ま
し
て
い
ま
す

GA-6

外務省
2659

大臣秘書官
北米才一課長用

木村外務大臣代官訪内

10月12日(火) 3:15 p.m. 8/15方向

アメリカ局長

参事官

条約課長 安全保衛課長 北米才一課長

琉球 皇立法院議長他の陳情

46 北米才一課

8日琉球政府東京事務所池原総務課長より
琉球立法院議長他7議員は10月10日(日)

夕刻上京(15日帰沖)し、関係大臣参両議長、
在京米大使等に於し、(1)沖縄の通貨切換え(2)

沖縄県民の請求取上の二の法的措置(3)電話
架設料の特別措置等に關する陳情を行なう

と、3. 11日(月)から14日(木)までの間外務大臣
に御引見賜りたく、アポイントメント取付4157

「預いかい号」

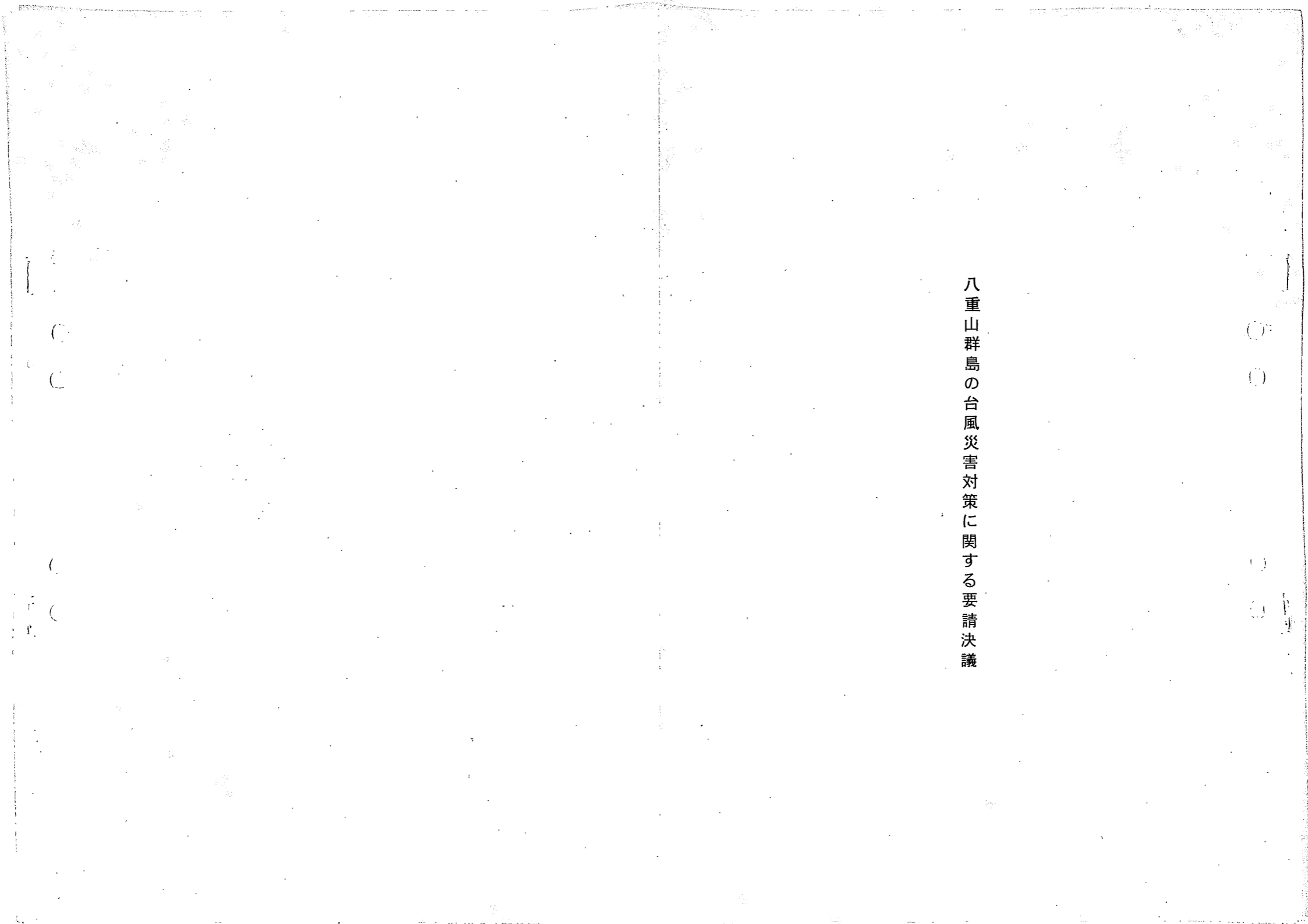
ま当課のあつて依頼越した。なお一行の氏名
次のとおり。

✓星 亮(議長用先)長總教夫(自)、大津國造(自)、
大城真吹(自)、金城英造(自)、知花英夫(社大)

岸本利実(社)、仲松庸全(人民)

外務省

2659



八重山群島の台風災害対策に関する要請決議

○
○
○
○

決議第二号

八重山群島の台風災害対策に関する要請決議

去る九月二十二日八重山群島を襲つた台風二十八号は、瞬間最大風速六十六・九メートルを記録する近年にない大型台風で、七箇月の長期に及ぶ未曾有の干ばつで苦難のどん底にあつた住民に致命的な打撃を与えた。

その被害は、死傷者十五人、住家の全壊、半壊あわせて千三百三十九戸、公共施設、耕地、農作物及びその加工場、林産、水産等広範にわたり激甚をきわめ、干ばつによる被害を含めると総額六百五十三万ドル以上になると推計される。

琉球政府は、目下災害対策を急いでいるが、その財政のみでは復旧が困難な実情にある。

よつて本院は、これら災害の救助と今後の防止対策のため、本土政府においてすみ

やかに財政的措置を講じていただくよう院議をもつて要請する。

右決議する。

一九七一年十月九日

琉球政府立法院

復帰時までには電話加入申込みをした者の電話架設
に係る負担額の特別措置方に関する要請決議

決議第一号

復帰時までには電話加入申込みをした者の電話架設に係る
負担額の特別措置方に関する要請決議

沖縄における加入電話架設に要する経費は二十六ドルであるが、本土の場合はその約六倍余となつている。

加入電話の申込積滞数は、一九七一年七月末現在二万六千八百七十七件で、復帰時までには約四万件に達するものと推定されている。電話の加入申込者は、現行制度による架設条件を期待して申し込んでおり、過重の負担を強いられることは、既に架設された者との均衡が著しく失われるだけでなく、復帰後の沖縄の経済、社会に及ぼす影響も大きい。

沖縄の電信電話事業は、戦後皆無の状態から出発し、これまで県民の協力のもとに幾多の障害を克服してようやく現在の状態を見るに至つたものであり、これにこたえるためにも県民に不利益を与えるべきでないと思料する。

よつて本院は、復帰前に加入電話の加入申込みされた分については、沖縄の現行架設料を適用し、債券の引受けを免除する等本土政府並びに日本電信電話公社が特別措置を講ぜられるよう院議をもつて要請する。

右決議する。

一九七一年十月八日

琉球政府立法院

沖縄県民の請求権についての法的措置に関する要請決議

決議第十六号

沖縄県民の請求権についての法的措置に関する要請決議

琉球政府立法院は、沖縄の施政権返還協定に関する要請決議において「一九四五年の米軍占領以来、米軍並びに米合衆国政府の法令又は米合衆国政府要員等の行為により県民に与えた損失については、県民の請求権を認め、復帰の時までに補償がなされないものについては本土政府が責任をもつて補償する措置を講ずること」を繰り返し院議をもつて政府に要請してきた。

しかるに、政府は、返還協定第四条第二項を除く国民のすべての対米請求権を放棄したばかりでなく、復帰対策要綱でも、いわゆる、講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるとなっているだけに県民の請求権がどのように措置されるのか、また戦時中日本軍の使用のために県民が被つた人身、土地、財産等に対する県民への補償の処置も明確でない。

これら損害に対する請求権は、県民の当然の権利であり、いやしくも特惠的に措置されてはならぬ。

よつて琉球政府立法院は、政府がこれら損害に対する県民の請求権を認め、すみやかに法的措置を講じて補償するよう強く要請する。
右決議する。

一九七一年九月三十日

琉球政府立法院

沖繩の通貨切替えに関する要請決議

沖 縄 県 議 会
議 決 議 案 第 〇 〇 号
沖 縄 県 議 会 議 決 議 案 第 〇 〇 号
議 決 議 案 第 〇 〇 号

決議第十四号

沖繩の通貨切替えに関する要請決議

本土政府は、昨年十一月二十日沖繩復帰対策要綱第一次分の閣議決定に際し、沖繩の通貨は公定の交換比率を基準として交換することを定め、かつ、現行の円の平価は堅持することを強調してきた。

然るに、ニクソンアメリカ合衆国大統領のドル防衛に関する声明によつて、本土においては既に、ドルと円の交換の停止又は制限が行なわれ、ドルを通貨として使用している沖繩からの旅行者及び学生等に不利益を与え、更に貿易の決済にも問題が波及し、沖繩の経済を混乱させている。

復帰を目前に控え、円の切上げが行なわれると沖繩県民は、計り知れない損失を被ることになる。日米両政府は、その責任においてこの事態をすみやかに收拾し、県民に不利益を与えないようにすべきである。

よつて琉球政府立法院は、県民の不安を解消し、復帰を円滑に進めるため日米両政府が次の事項についてすみやかに万全の措置を講ずるよう院議をもつて強く要請する。

- 一 ドル通貨を直ちに円通貨に切り替えること。
 - 二 ドルと円の交換比率は、一ドル対三六〇円とすること。
 - 三 円通貨への切替えまでの間、県民に不利益を与えないよう特別措置を講ずること。
 - 四 円通貨切替えに伴い県民が受けた損失については、完全に補償すること。
- 右決議する。

一九七一年八月二十四日

琉球政府立法院

大臣秘書官 何

アメリカ局長

参事

条約課長

安全保障課長

北米オ一課長

琉球立法院代表の木村外務大臣臨時代理来訪

46. 10. 13
北米オ一課

1. 10月13日午後3時15分、星立法院議長の一行7名(別添1参照)は木村外務大臣臨時代理と来訪(北

米オ一課長同席)し、沖縄の通貨切替(別添2参照)及び沖縄県民の請求権(別添3参照)に関する要請決

議書を手交の上、星議長より(1)沖縄の円・ドル切替之問題につき、先般特別措置が完了したので、後

帰に先立ちなるべく早く円・ドル交換につき政府の強力な対米折衝をお願いしたい。(2)沖縄県民

GA-5

外務省

2713

の請求権問題については、政府において十分配慮してもらいたいと要請し、次いで一行

の各位より主として前記(ロ)につき補足説明の上、大臣の配慮方を要請した。

2. 以上に対し大臣より、先般の緊急措置に付しては米側より抗議があつたくらいであ

り、復帰前の円・ドル交換は極めて困難と思われる。尤も沖縄返還協定の批准が終れば

米側の態度がやわらぐかも知れないと述べ、何れにせよ政府としては努力をするが、沖縄

の復帰がオ一に重要であるので協定の国会通過については是非とも協力していただきたいと述べ、星議長一行との会見を終了した。

GA-6

外務省

立法院代表団氏名

議長	ほし 星	かつ 克	(自由民主党)		
議員	なが 長	みね 嶺	あき 秋	お夫	(")
"	おお 大	はま 浜	くに 国	ひろ 浩	(")
"	きん 金	じょう 城	うえい 英	こう 浩	(")
"	おお 大	しろ 城	しん 真	じゆん 順	(")
"	ち 知	はな 花	ひで 英	お夫	(社会大衆党)
"	きし 岸	もと 本	とし 利	さね 実	(社会党)
"	なか 仲	まつ 松	よう 庸	ぜん 全	(人民党)

別紙2

沖縄の通貨切替えに関する要請決議

()
()

決議第十四号

沖縄の通貨切替えに関する要請決議

本土政府は、昨年十一月二十日沖縄復帰対策要綱第一次分の閣議決定に際し、沖縄の通貨は公定の交換比率を基準として交換することを定め、かつ、現行の円の平価は堅持することを強調してきた。

然るに、ニクソンアメリカ合衆国大統領のドル防衛に関する声明によつて、本土においては既に、ドルと円の交換の停止又は制限が行なわれ、ドルを通貨として使用している沖縄からの旅行者及び学生等に不利益を与え、更に貿易の決済にも問題が波及し、沖縄の経済を混乱させている。

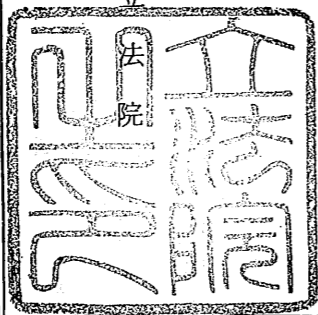
復帰を目前に控え、円の切上げが行なわれると沖縄県民は、計り知れない損失を被ることになる。日米両政府は、その責任においてこの事態をすみやかに收拾し、県民に不利益を与えないようにすべきである。

よつて琉球政府立法院は、県民の不安を解消し、復帰を円滑に進めるため日米両政府が次の事項についてすみやかに万全の措置を講ずるよう院議をもつて強く要請する。

- 一 ドル通貨を直ちに円通貨に切り替えること。
 - 二 ドルと円の交換比率は、一ドル対三六〇円とすること。
 - 三 円通貨への切替えまでの間、県民に不利益を与えないよう特別措置を講ずること。
 - 四 円通貨切替えに伴い県民が受けた損失については、完全に補償すること。
- 右決議する。

一九七一年八月二十四日

琉球政府立



別紙3

沖縄県民の請求権についての法的措置に関する要請決議

決議第十六号

沖縄県民の請求権についての法的措置に関する要請決議

琉球政府立法院は、沖縄の施政権返還協定に関する要請決議において「一九四五年の米軍占領以来、米軍並びに米合衆国政府の法令又は米合衆国政府要員等の行為により県民に与えた損失については、県民の請求権を認め、復帰の時までに補償がなされないものについては本土政府が責任をもつて補償する措置を講ずること」を繰り返して院議をもつて政府に要請してきた。

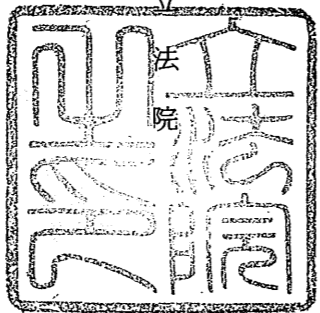
しかるに、政府は、返還協定第四条第二項を除く国民のすべての対米請求権を放棄したばかりでなく、復帰対策要綱でも、いわゆる、講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるとなっているだけに県民の請求権がどのように措置されるのか、また戦時中日本軍の使用のために県民が被つた人身、土地、財産等に対する県民への補償の処置も明確でない。

これら損害に対する請求権は、県民の当然の権利であり、いやしくも特恵的に措置されてはならない。

よつて琉球政府立法院は、政府がこれら損害に対する県民の請求権を認め、すみやかに法的措置を講じて補償するよう強く要請する、すみや
右決議する。

一九七一年九月三十日

琉球政府立



秘密表示(朱印)
平文

部数指示	発信用	業務用	備考
主信	1		1
付			
属		あり(告知)	

発送日 昭和46年10月25日
 処理日
 発信、タイプ 校印

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 米比第244号 公信日付 昭和46年10月25日

大臣	主管	起案 昭和46年10月22日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事官	
外務審議官	北米第一課長	起案者 電話番号 112中 2465
外務審議官		
官房長		

協議先

受信者 沖縄復帰準備委員会 日本国政府代表

発信者 外務大臣

写送付先 (希望送付日) 10月23日

件名 琉球立法院代表の陳情

GA-2 25 17 外務省 回覧番号

米比第244号
 昭和46年10月25日

沖縄復帰準備委員会
 日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名)
 琉球立法院代表の陳情

引用公・電信
 日付・番号

10月13日、琉球立法院 議長以下8議員
 は 木村外務大臣代理を来訪し、沖縄の通貨切替力
 及び請求権に関する要請を行なつたこと、各議員
 の記録等参考までに別添送付する。

(※印は文書課記入)

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1 外務省